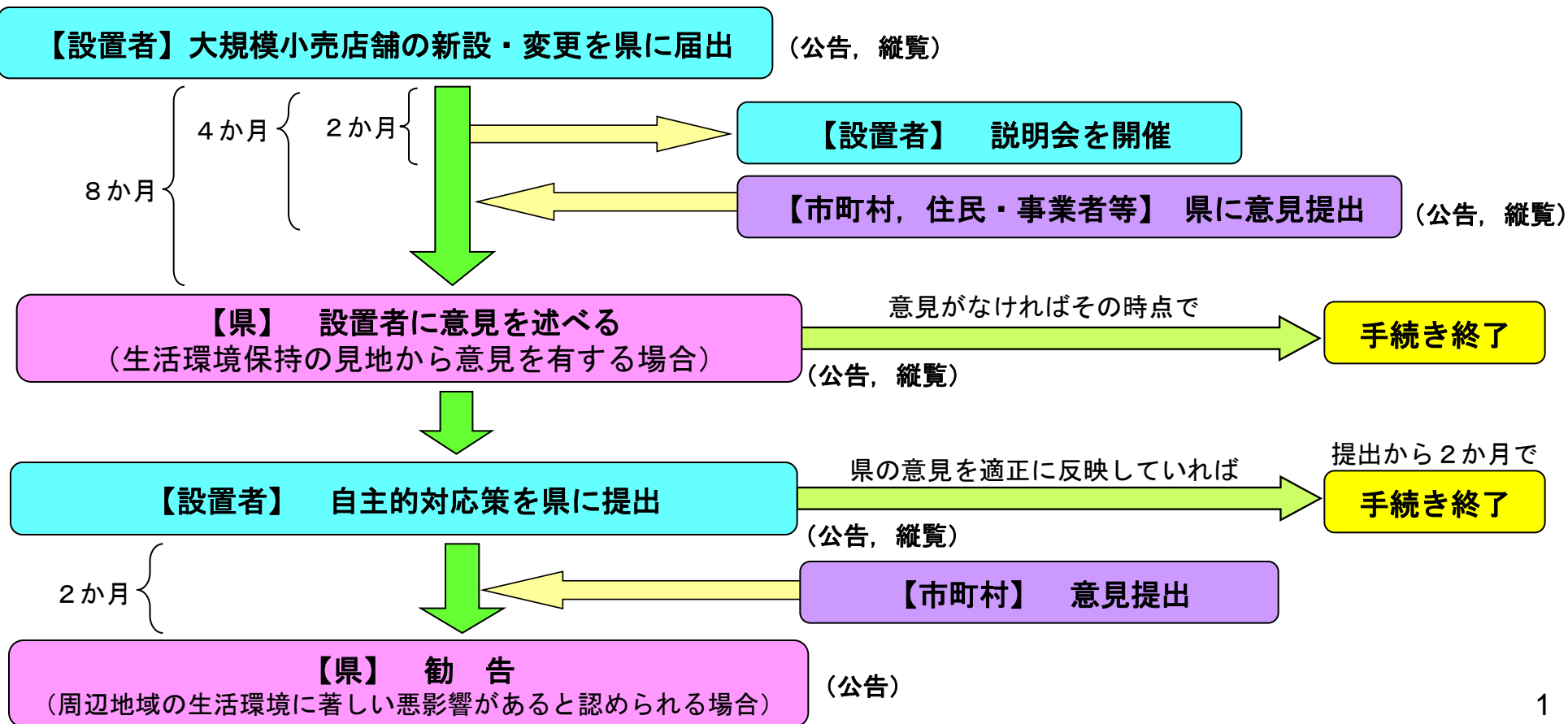


# 1 大規模小売店舗立地法（大店立地法）の概要

- 大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗）の周辺地域の生活環境の保持のため、店舗施設の配置や運営方法に適正な配慮がなされるよう、説明会の開催や都道府県等による意見提出、勧告などの手続きを定めたもの。
- 大規模小売店舗の設置者は、経済産業大臣の定める指針に従って、生活環境の保持のため、駐車場の確保、騒音の抑制、廃棄物の適正な保管等について配慮する義務。

## (1) 手続き



## 2 大規模小売店舗立地法特例区域とは

### (1) 制度の目的等（中心市街地の活性化に関する法律（中活法）に基づく制度）

- 背景：中心市街地の疲弊が進んでいる大きな要因の一つが、中心市街地の商業機能の低下
- 目的：大店立地法の特例措置（新設や変更（増床等）の手続きの緩和）を設け、中心市街地における大規模小売店舗の迅速な立地を促進し中心市街地の商業機能の活性化を図る
- 特例区域（特例措置の対象となる区域）の指定  
：県は、大規模小売店舗の迅速な出店や空き店舗対策を促進することにより、中心市街地の活性化を図ることが必要な区域を特例区域として指定

### (2) 特例区域の種類及び特例措置の内容

#### 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

（中活法第37条）

【指定対象区域】 認定中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地の区域

※認定中心市街地活性化基本計画  
：中活法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村の中心市街地活性化基本計画

【緩和される手続き】 右図の①から⑦の手続き

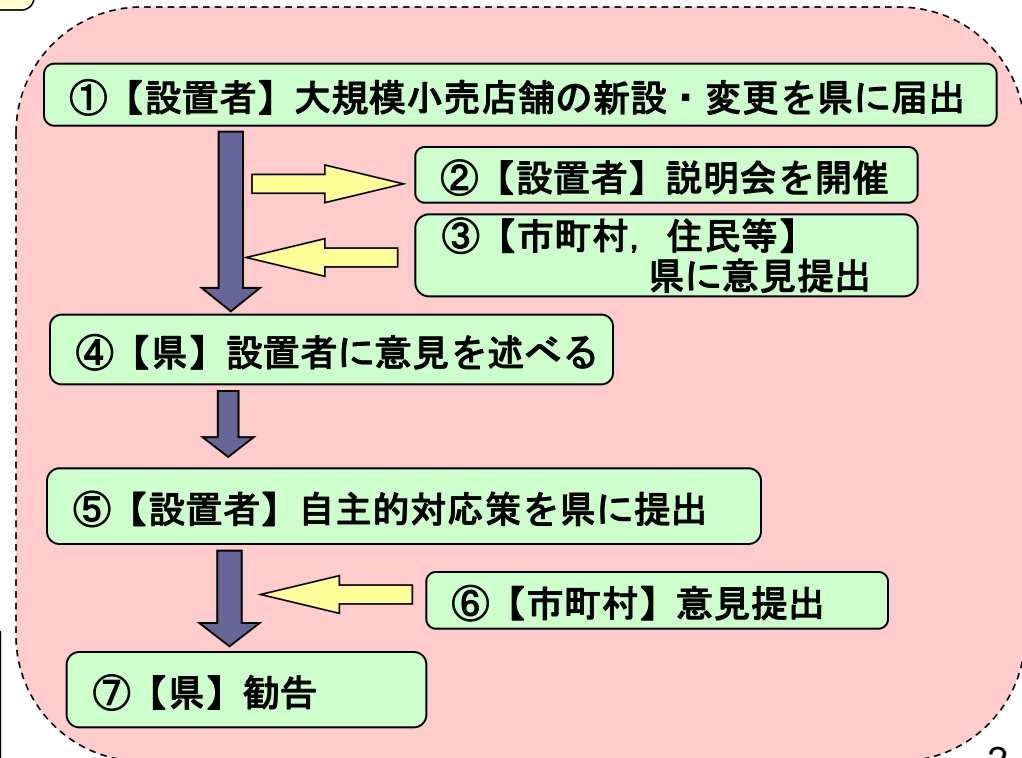
#### 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

（中活法第65条）

【指定対象区域】 中心市街地の区域

【緩和される手続き】 右図の③から⑦の手続き

※特例措置により手続きの全部又は一部は緩和されるが、大規模小売店舗の設置者等が配慮しなければならない事項は緩和されない。



### 3 特例区域指定の流れ

